

研究活動の不正行為防止への取り組み

● 武蔵野美術大学における研究活動に関する基本方針

武蔵野美術大学(以下、「本学」という。)は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文科科学大臣決定)」を踏まえ、学長のもと、この基本方針を定め、次のとおり全学を挙げて研究活動における不正行為の防止に努めます。

1. 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、本学は不正行為に対して厳しい姿勢で臨みます。
2. 本学において広く研究活動に関わる者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動します。
3. 学長のリーダーシップのもと、本学は、組織として公正な研究活動の推進に係る責任体制を明確にし、不正行為を事前に防止する取り組みを推進するため、研究倫理教育責任者を置きます。
4. 研究倫理教育責任者は、学長の指名する学長補佐等の専任教員とし、所属する教職員等、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、教職員等の研究者倫理に関する知識の定着、更新を図ります。
5. 教育機関として学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、学生に対する研究倫理教育を推進します。

以上

<https://www.musabi.ac.jp/collaboration/research/compliance/policy/>

● 武蔵野美術大学研究活動不正行為防止規則

<https://www.musabi.ac.jp/collaboration/research/compliance/regulation/>



● 文部科学省ガイドライン 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日制定)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf



不正行為の事前防止及び
公正な研究活動の推進にかかる
責任体制

- ・ 最高管理責任者 学長
- ・ 総括管理責任者及び研究倫理教育責任者 学長補佐
- ・ コンプライアンス推進責任者 両学部長、両研究科委員長、美術館・図書館長、通信教育課程課程長、造形研究センター長、各グループ長

研究活動の不正行為とは

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

例: 実施していないアンケート調査の回答結果を作成し、それを根拠資料とした論文を発表した。

改ざん

研究試料、研究に使用する機器または研究の過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた成果等を真正でないものに加工すること。

例: 仮説にあった実験データが得られなかったため、一部のデータを削除することで仮説にあったグラフを作成した。

盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解、あるいは適切な表示をせずに流用すること。

例: インターネット上で見つけた他人の文章をコピーアンドペーストし、引用元を記載せず、自分の論文として提出した。

これら3種類の不正行為は文部科学省の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの中で「特定不正行為」と位置付けられています。

また、上記以外にも、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものは研究不正行為とみなされる可能性がありますので注意してください。

(例)

不適切な重複発表

印刷物あるいは電子媒体を問わず、既発表の成果を新規なものであると偽って再び発表すること。

不適切な著作者表示

研究活動に無関係の他者を著作者に加えたり、共同研究者を著作者に含めなかったりすること。

.....

公的研究費の不正使用防止に関する取り組み

● 武蔵野美術大学における研究費等の使用に関する行動規範

この行動規範は、学校法人武蔵野美術大学研究費等管理運営規則第2条に定める研究費等の使用に関して、適正に管理及び運営するための本学の指針を明らかにするものである。

- 第1 教職員は、研究費等の使用にあたり、関係法令、本学諸規則、使用ルール等を遵守しなければならない。
- 第2 教職員は、研究費等が国、地方公共団体その他からの支援であることを認識し、適正な使用に努めなければならない。
- 第3 研究者は、研究費等が公的資金等によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動しなければならない。
- 第4 事務系職員は、関係法令等の知識の習得、研鑽に努め、研究費等の適正な執行管理に努めなければならない。
- 第5 教職員は、研究費等の不正使用が本学におけるすべての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、別に定める研究費等の使用に関する不正防止計画を踏まえて行動しなければならない。

以上

<https://www.musabi.ac.jp/collaboration/research/compliance/policy/>

● 武蔵野美術大学研究費等管理運営規則

<https://www.musabi.ac.jp/collaboration/research/expense/regulation/>



● 文部科学省ガイドライン 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和3年2月改正)

https://www.mext.go.jp/content/210201-mxt_sinkou02-1343904_21_1.pdf



公的研究費等の 管理運営における責任体系

- ・ 最高管理責任者 学長
- ・ 総括管理責任者 学長補佐
- ・ コンプライアンス推進責任者 両学部長、両研究科委員長、美術館・図書館長、通信教育課程課程長、造形研究センター長、各グループ長

研究費の不正使用とは

預け金

事業者と架空取引をするなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより、大学から研究費を支出させ、そのお金を事業者に管理させること。

例：取引会社に購入物品等の金額を水増し請求をさせたり、一度納品し検品手続きを受けた物品を持ち帰らせたりして大学が多く支払った分を取引会社に管理させて別の用途に使用する。

カラ謝金

実態の伴わない謝金や賃金を支払わせること。

例：実際には勤務していない作業時間を出勤簿に記載して請求し、不正に研究費を支出させる。

カラ出張

実態の伴わない出張旅費を支払わせること。

例：出張依頼先から旅費を受給したのに、大学にも同じ出張の旅費請求を行い、二重に旅費を受領する。
出張を変更、中止したのにその届け出を行わず、不正に旅費を受領する。

研究活動の不正行為及び 研究費の不正使用に係る告発・相談窓口

武蔵野美術大学 総務グループ総務チーム
〒187-8505 東京都小平市小川町1-736
Tel: 042-342-6021 Fax: 042-342-6453